（旧農林漁業団体等に対する報告徴取等）

第二条　存続組合は、平成十三年統合法の施行のために必要な範囲内において、旧農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する旧農林漁業団体等をいう。以下同じ。）に、特例一時金及び特例業務負担金に関する事項について、相当の期間内に、報告をさせ、又は文書を提示させることができる。

（削る）

（削る）

（削る）

第三章　特例一時金の支給

（特例一時金の請求に係る書類の送付）

第四条　存続組合は、特例一時金の決定の請求をすると見込まれる者（以下この条において「請求見込者」という。）について、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、当該請求見込者に対し特例一時金の決定の請求に係る書類を送付することができる。

（特例一時金の請求手続）

第五条　特例一時金の決定の請求をしようとする者（平成十三年統合法附則第三十条第一項第二号に掲げる者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　（略）

二　存続組合が指定する機関のうち特例一時金の支払を受けることを希望する機関（次項第二号において「払渡機関」という。）の名称及び預貯金口座の口座番号

（削る）

（削る）

（削る）

（旧農林漁業団体等に対する報告徴取等）

第二条　存続組合は、平成十三年統合法の施行のために必要な範囲内において、旧農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する旧農林漁業団体等をいう。以下同じ。）に、次に掲げる給付等に関する事項について、相当の期間内に、報告をさせ、又は文書を提示させることができる。

一　特例年金給付

二　特例退職共済一時金、特例遺族共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金、特例通算遺族一時金又は特例老齢農林一時金（以下「特例退職共済一時金等」という。）

三　特例業務負担金

第三章　特例年金給付、特例一時金及び特例退職共済一時金等の支給

（給付の請求に係る書類の送付）

第三条の二　存続組合は、特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の決定の請求をすると見込まれる者（以下この条において「請求見込者」という。）について、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、当該請求見込者に対し特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の決定の請求に係る書類を送付することができる。

（特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の請求手続）

第四条　特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の決定の請求をしようとする者は、この省令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　（略）

二　存続組合が指定する機関のうち特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の支払を受けることを希望する機関（以下「払渡機関」という。）の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

三　特例年金給付の決定の請求者が、平成十三年統合法附則第五十一条第一項に規定する退職一時金等の支給を受けた者であるときは、その退職一時金等の返還の方法

四　特例一時金の決定の請求にあっては、請求者が特例年金給付（特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。）又は平成十三年統合法附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金若しくは障害厚生年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による脱退手当金の受給権を有しない旨

五　特例退職共済一時金等の決定の請求にあっては、次に掲げる事項

イ　請求者が特例年金政令第二十五条の二第一項各号に該当しない旨

ロ　請求者が、特例年金給付を受けることができるときは、当該特例年金給付の名称及び年金証書番号（当該特例年金給付について請求中である場合には、当該特例年金給付の名称及び請求した年月日）